

人権監理者について

1 概要

検証委員会からの提言を受けて、人権の視点からの相談や内容のチェック等を行う、人権監理者（課長級）及び副人権監理者（課長補佐級）（以下「人権監理者等」という。）を各局室区に少なくとも 1 名ずつ配置することとした。

令和 6 年度は実施初年度のため、原則として人権監理者のみを配置し、令和 7 年 2 月から運用を開始した。令和 7 年度は 4 月 1 日付で各局室区長から指名された人権監理者等に対して、すみやかに研修を実施し運用の体制を整える。

2 令和 6 年度の実施

人権監理者専門研修を 10 月及び 12 月に実施し、当事者の講話やワークショップなどを実施

3 令和 7 年度の実施

（1）人権監理者専門研修の実施

	基礎編	フォローアップ編
対象者	人権監理者等への指名初年度の者	人権監理者等に指名された者
形態	対面	対面
時期	4 月 23 日（水）13:00～17:30 （なごや人権啓発センター） 5 月 14 日（水）13:00～17:30 （西庁舎 12 階 12E 会議室） ※参加はいずれか	7～9 月頃で調整中
内容	・人権監理者の概要説明等 ・ワークショップ等 ・当事者等による講話	検討中

※名古屋市人権監理者設置要綱第 3 条により、人権監理者等は人権監理者専門研修を必ず受講することとしている。

（2）ガイドブックの更新

令和 6 年度末に、人権監理者から各局室区長に対して、相談記録や発生した差別事象について報告された事案等からガイドブックの充実を図り、必要に応じて事例検討を行う。